

信託会社等に関する総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
3 運用型信託会社 （中略） 3－5－1 業務運営状況の評価に関する留意事項 信託の委託者及び受益者の保護を図るためには、運用型信託会社の業務の全てにわたり、信託業法その他の法令、定款、業務方法書、社内規則等が遵守され、健全かつ適切に運営されていることが重要である。こうした観点から、運用型信託会社の業務運営状況の評価に当たっては、委託者に対する契約内容の説明や契約締結前の信託引受審査、受託後の信託財産の管理・運用等の信託業務を適正に行うための態勢が整備され、かつ、当該信託業務に関する適切な内部管理を行うための態勢が確保されているか否かについて検証することとする。なお、運用型信託会社に求められる上記態勢は、当該信託会社が行う信託業務の規模、特性により異なることに留意するものとする。 （注）検証に当たっては、必要に応じ、信託検査マニュアルに掲げられるチェック項目を参照するものとする。 （新設） （新設）	3 運用型信託会社 （中略） 3－5－1 業務運営状況の評価に関する留意事項 (1) 総論 信託の委託者及び受益者の保護を図るためには、運用型信託会社の業務の全てにわたり、信託業法その他の法令、定款、業務方法書、社内規則等が遵守され、健全かつ適切に運営されていることが重要である。こうした観点から、運用型信託会社の業務運営状況の評価に当たっては、委託者に対する契約内容の説明や契約締結前の信託引受審査、受託後の信託財産の管理・運用等の信託業務を適正に行うための態勢が整備され、かつ、当該信託業務に関する適切な内部管理を行うための態勢が確保されているか否かについて検証することとする。なお、運用型信託会社に求められる上記態勢は、当該信託会社が行う信託業務の規模、特性により異なることに留意するものとする。 （注）検証に当たっては、必要に応じ、信託検査マニュアルに掲げられるチェック項目を参照するものとする。 (2) 厚生年金保険法の規定による信託契約についての留意事項 特に、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 130 条の 2 第 1 項の規定による信託契約（以下「年金信託契約」という。）に基づく業務運営についての検証に当たっては、例えば以下の点に留意するものとする。 ・ 厚生年金基金の知識、経験、財産の状況及び年金信託契約を締結する目的等について把握し、当該厚生年金基金から運用指針が示された際、これらの事情に照らして必要と認められる場合には、当該厚生年金基金に対し、当該運用指針に基づき運用を行った場合に発生する可能性のあるリスクの説明を行うための適切な態勢が整備されているか。 (3) 契約締結前交付書面についての留意事項 ① 規則第 30 条の 23 第 1 項第 12 号に規定する「業務又は財務に関する外部監査」には、以下のもの（これらに相当するものを含む。）が該当する。 ・ 金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明に係るもの（3－5－1(4)①において「財務諸表監査」という。）及び同条

信託会社等に関する総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
(新設)	<u>第2項の規定に基づく監査証明に係るもの（3-5-1(4)①において「内部統制監査」という。）</u> ・ <u>会社法に基づく会計監査人による監査</u> ・ <u>監査・保証実務委員会実務指針第86号「受託業務に係る内部統制の保証報告書」（日本公認会計士協会）、Statement on Standards for Attestation Engagements (SSAE) No. 16「Reporting on Controls at a Service Organization」（米国公認会計士協会）、International Standard on Assurance Engagements (ISAE) No. 3402「Assurance Reports on Controls at a Service Organization」（国際監査・保証基準審議会）等の基準に基づく受託企業の内部統制に関する保証業務（3-5-1(4)①において「内部統制保証業務」という。）</u> ・ <u>資産運用業務を行う会社のパフォーマンス開示がグローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）に準拠しているかに関する検証</u> ② <u>規則第30条の23第3項第3号に規定する「当該信託会社とファンド関係者との間の資本関係」については、ファンド関係者が当該信託会社の令第2条第1項第2号から第8号までに掲げる者に該当する場合に、その旨を記載する。</u> ③ <u>規則第30条の23第3項第3号に規定する当該信託会社とファンド関係者との間の「人的関係」については、合理的と認められる一定の時点における役職員の兼職状況を記載する。</u> (4) <u>信託財産状況報告書についての留意事項</u> ① <u>規則第37条第1項第15号に規定する「業務又は財務に関する外部監査」には、以下のもの（これらに相当するものを含む。）が該当する。</u> ・ <u>財務諸表監査及び内部統制監査</u> ・ <u>会社法に基づく会計監査人による監査</u> ・ <u>内部統制保証業務</u> ・ <u>資産運用業務を行う会社のパフォーマンス開示がグローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）に準拠しているかに関する検証</u> ② <u>規則第37条第7項に基づき、信託財産状況報告書に規則第30条の23第3項各号に掲げる事項を記載する場合、同項第3号に規定する「当該信託会社とファンド関係者との間の資本関係」については、ファンド関係者が当該信託会社の令第2条第1項第2号から第8号までに掲げる者に該当する場合に、その旨を記載する。</u>

信託会社等に関する総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
(新設) 3-5-2 忠実義務及び善管注意義務の遵守状況の評価に関する留意事項 法第 28 条第 1 項及び第 2 項において信託会社の忠実義務、善管注意義務が規定されており、忠実義務に違反する行為として、法第 29 条第 1 項各号に掲げる取引及び同条第 2 項の規定に違反する取引が該当するが、忠実義務及び善管注意義務の遵守状況の評価に当たっては、これらの行為以外にも、例えば、同一内容の受益権を有する複数の受益者に対して合理的な理由なく異なる取扱いをし、受益者間の公平を損ねるような場合など、忠実義務又は善管注意義務に違反することとなる場合があることに留意する。また、信託会社が信託受託者として善管注意義務を十分に果たし得るには、信託受託のための調査・審査・管理が適正に行われている必要があるが、当該調査等の状況の検証に当たっては、例えば以下の点に留意する。 ・ 信託契約が委託者の不適切な目的に基づくものではないこと等を確認・検証しているか。 ・ 信託の利用目的・機能、契約の内容等を踏まえた信託受託者としての役割や責任に応じて、引受けを行おうとする財産が信託財産として適法性や適切性を備えていることを確認・検証しているか。特に、資産の流動化・証券化取引に信託が用いられる場合には、信託財産となる原資産の特性及び正味価値を踏まえ、受益者の利益が損なわれることのないよう、受託時の信託元本額の妥当性等を確認・検証しているか。 ・ 環境リスク等問題のある土地・建物を受託した場合には、所有者責任及び受託者責任の観点から、当該問題に係る状況変化を把握するための監視や当該問題の治癒など、必要な方策を講じているか。 (新設)	<u>また、規則第 30 条の 23 第 3 項第 3 号の当該信託会社とファンド関係者との間の「人的関係」については、合理的と認められる一定の時点における役職員の兼職状況を記載する。</u> (5) その他の留意事項 <u>規則第 40 条第 9 項に基づき価額等の照合結果を権利者に対して通知するに当たり、社内規則等において、当該権利者が理解できるような方法によって当該照合結果を遅滞なく通知するための手続きを定めているか否かについて検証することとする。</u> 3-5-2 忠実義務及び善管注意義務の遵守状況の評価に関する留意事項 法第 28 条第 1 項及び第 2 項において信託会社の忠実義務、善管注意義務が規定されており、忠実義務に違反する行為として、法第 29 条第 1 項各号に掲げる取引及び同条第 2 項の規定に違反する取引が該当するが、忠実義務及び善管注意義務の遵守状況の評価に当たっては、これらの行為以外にも、例えば、同一内容の受益権を有する複数の受益者に対して合理的な理由なく異なる取扱いをし、受益者間の公平を損ねるような場合など、忠実義務又は善管注意義務に違反することとなる場合があることに留意する。また、信託会社が信託受託者として善管注意義務を十分に果たし得るには、信託受託のための調査・審査・管理が適正に行われている必要があるが、当該調査等の状況の検証に当たっては、例えば以下の点に留意する。 ① 信託契約が委託者の不適切な目的に基づくものではないこと等を確認・検証しているか。 ② 信託の利用目的・機能、契約の内容等を踏まえた信託受託者としての役割や責任に応じて、引受けを行おうとする財産が信託財産として適法性や適切性を備えていることを確認・検証しているか。特に、資産の流動化・証券化取引に信託が用いられる場合には、信託財産となる原資産の特性及び正味価値を踏まえ、受益者の利益が損なわれることのないよう、受託時の信託元本額の妥当性等を確認・検証しているか。 ③ 環境リスク等問題のある土地・建物を受託した場合には、所有者責任及び受託者責任の観点から、当該問題に係る状況変化を把握するための監視や当該問題の治癒など、必要な方策を講じているか。 ④ 特に、年金信託契約に基づく業務運営についての検証に当たっては、<u>例えば以下の点に留意するものとする。</u>

信託会社等に関する総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	イ <u>厚生年金基金は、厚生年金基金令（昭和 41 年政令第 324 号）第 39 条の 15 第 1 項の規定により、特定の運用方法に集中しない方法により年金給付等積立金を運用するよう努めなければならないとされていること（以下「分散投資義務」という。）を踏まえ、厚生年金基金により分散投資義務が履行されていないおそれがあることを認識した場合に、当該厚生年金基金に対してその旨を通知するための適切な態勢が整備されているか。また、当該通知を行ったにもかかわらず、なお分散投資義務に違反するおそれが解消しない場合において、例えば、運用指針の変更の検討を当該厚生年金基金に対して求める等、協議を行っているか。更に、当該協議を経てもなお分散投資義務に違反するおそれが解消しない場合においては、最終的に年金信託契約の受託者を辞任することを含めて検討を行う等、当該厚生年金基金が分散投資義務を履行することを確保するための必要な方策を講じることとしているか。</u> ロ <u>厚生年金基金により、信託財産の運用に関して運用方法の特定があった場合、これに応じないための態勢が整備されているか。また、厚生年金基金による運用方法の特定を促すような商品勧誘や説明を行わないよう適切な態勢が整備されているか。</u> ハ <u>運用成績の説明等のため、金融商品取引法第 2 条第 8 項に規定する金融商品取引業を行う者を常同して厚生年金基金を訪問する際、当該訪問における説明等が、実質的に当該金融商品取引業を行う者の組成する商品等の勧誘とならないよう適切な態勢が整備されているか。</u> ニ <u>年金給付等積立金の運用に関して、厚生年金基金に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げることのないよう適切な態勢が整備されているか。</u> ホ <u>規則第 30 条の 23 第 3 項第 2 号に規定するファンド資産及びその運用に係る重要な業務を行う者に係るデューディリジェンス及び継続的なモニタリングを行うに当たり、その具体的な基準及び手法を定めた社内規則を整備するとともに、コンプライアンス部門やリスク管理部門が当該デューディリジェンス及びモニタリングの実施状況につき検証を行う等、必要に応じた適切な態勢が整備されているか。</u> （注）検証に当たっては、必要に応じ、信託検査マニュアルに掲げられるチ

（注 1）検証に当たっては、必要に応じ、信託検査マニュアルに掲げられる

信託会社等に関する総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
チェック項目を参照するものとする。 （新設） （中略） 5 管理型信託会社 （中略） <u>5－5 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</u> 管理型信託会社の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第 42 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 43 条に基づく命令を行うことが必要となる。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する登録申請の際の審査基準を満たしているか否か、3－5（3－5－1 を除く。）に記載した事項のほか、以下の点に留意するものとする。 （中略） 1 1 信託兼営金融機関関係 （中略） <u>1 1－5 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</u> 信託兼営金融機関の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、兼営法第 2 条第 1 項において準用する法第 42 条により報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、兼営法第 9 条に基づく命令を行う必要がある。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する認可申請の際の審査基準を満たしているか否か、3－5（3－5－1 及び 3－5－8 を除く。）に記載した事項のほか、以下の点にも留意するものとする。	チェック項目を参照するものとする。 <u>（注 2）受託者は、委託者である厚生年金基金に対し、必要なリスク説明等を行うことが求められているが、当該リスク説明等を行ったことのみによって、受託者としての善管注意義務を免れるわけではないことに留意するものとする。</u> （中略） 5 管理型信託会社 （中略） <u>5－5 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</u> 管理型信託会社の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第 42 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 43 条に基づく命令を行うことが必要となる。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する登録申請の際の審査基準を満たしているか否か、3－5（3－5－1 <u>(1)</u> を除く。）に記載した事項のほか、以下の点に留意するものとする。 （中略） 1 1 信託兼営金融機関関係 （中略） <u>1 1－5 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</u> 信託兼営金融機関の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、兼営法第 2 条第 1 項において準用する法第 42 条により報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、兼営法第 9 条に基づく命令を行う必要がある。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する認可申請の際の審査基準を満たしているか否か、3－5（3－5－1 <u>(1)</u> 及び 3－5－8 を除く。）に記載した事項のほか、以下の点にも留意するものとする。

信託会社等に関する総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
(以下略)	(以下略)